

1 改正の目的

- 多様な人が支え合う共生社会の実現に向けて、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、誰もがまちの中を円滑に移動でき、あらゆる施設や環境において誰もが公平に利用できることを目指し、ソフト・ハード両面から一体的な「ユニバーサルデザインのまちづくり」をより一層推進

2 主な変更点

(1) 「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（建築物バリアフリー条例）の改正（案）に伴うもの

- 「宿泊施設の一般客室」の遵守基準について、15㎡以上の客室で浴室等の出入口幅を拡大、全ての客室で浴室等前の通路幅を追加

(2) 「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」（国土交通省、令和4年6月）の改訂に伴うもの

- 整備基準の整備項目について、国ガイドラインと合わせて整理
- 「視覚障害者誘導用ブロック」の整備基準について、周辺の舗装の色彩との輝度比が確保できる措置を講ずることを明記
- 「駐車場（道路附属物としての駐車場）※」の整備基準について、障害者用駐車施設の数拡大
※道路法に基づく道路附属物として、道路管理者が管理する駐車場

(3) 「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン・旅客施設編」（国土交通省、令和4年3月）の改訂に伴うもの

- 公共交通施設における「休憩設備（ベンチ等）」の整備基準について、優先席を設ける場合に標識を設けることを追加

3 今後のスケジュール

（施行日等）

- 令和5年3月公布予定、令和5年10月施行予定

（マニュアルの改訂について）

- 規則改正の内容等を反映したマニュアル改正を行い、令和5年度に施設整備マニュアル（冊子）を印刷する